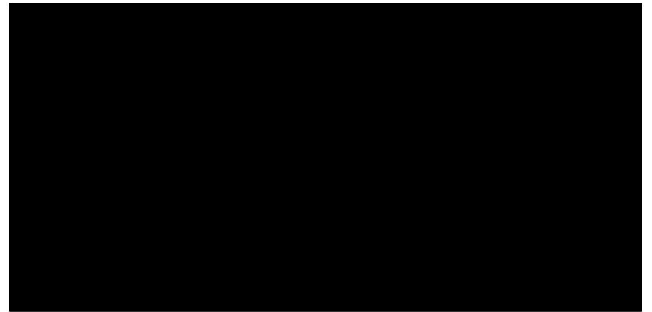


陳情書

令和5年8月28日

知立市議会議長 殿



高齢者の補聴器購入に関わる助成制度制定を求める陳情

(陳情理由)

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となっています。さらに、高齢者の加齢性難聴は、認知症発症の危険因子になることも指摘されています。加齢性難聴は徐々に進行するため、本人が気づきにくく、周りの人が話しかけることを避けるようになり、対話が減り、孤立化することから認知症の危険が高まります。

軽度の難聴でも補聴器を着用することで進行を遅らせる効果も確認されていますが、補聴器の使用は、調整と慣れに数カ月かかり、認知症が進んでからでは装着が難しくなります。加齢性難聴者に対する補聴器の普及により、健康寿命の延長、医療費の抑制にも寄与するものと考えます。

しかし、高齢化が進む中で、補聴器を必要とする多くの難聴者・高齢者から補聴器が高価で、低所得者や年金生活者にとっては経済的負担が大きく、利用できないという悩みが出されています。我が国の難聴者は推計で1430万人（日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は約210万人（14.4%）と極端に低くなっています。その主な理由は、障害者手帳を交付されない中等・軽度の難聴者は健康保険等の公的補助がなく、補聴器1台5万円から50万円と高額なため、日常生活に不便を覚えながらも利用が困難となっているからです。

欧州諸国は補聴器装置を「医療のカテゴリー」で対応して、手厚い公的補助をしています。わが国では「障害のカテゴリー」で限定的な対応（障害者手帳保持者で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者）であり、中等・軽度の難聴者に対する公的補助の必要性が求められています。全国的には補聴器に対する自治体独自の公的補助制度が広がっています。

以上のことから、知立市においても下記事項を実現されるよう陳情します。

(陳情項目)

1. 難聴者の補聴器購入に関わる知立市独自の補助・助成事業を実施すること
2. 「難聴者の補聴器購入に公的補助制度を創設する」よう、国に対する意見書を提出すること

内閣総理大臣
厚生労働大臣 殿

高齢者の補聴器購入に関わる公的補助制度を求める意見書（案）

難聴は日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因となっています。さらに、高齢者の加齢性難聴は、認知症発症の危険因子になることも指摘されています。軽度の難聴でも補聴器を着用することで進行を遅らせる効果も確認されていますが、補聴器の使用は、調整と慣れに数カ月かかり、認知症が進んでからでは装着が難しくなります。加齢性難聴者に対する補聴器の普及により、健康寿命の延長、医療費の抑制にも寄与するものと考えます。

しかし、補聴器を必要とする多くの難聴者・高齢者から補聴器が高価で、低所得者や年金生活者にとっては経済的負担が大きく、利用できないという悩みが出されています。我が国の難聴者は推計で1430万人（日本補聴器工業会調べ）に対し、補聴器所有者は約210万人（14.4%）と極端に低くなっています。その主な理由は、障害者手帳を交付されない中等・軽度の難聴者は健康保険等の公的補助がなく、補聴器が1台5万円から50万円と高額なため、日常生活に不便を覚えながらも利用が困難となっているからです。

欧州諸国は補聴器装置を「医療のカテゴリー」で対応して、手厚い公的補助をしています。我が国では「障害のカテゴリー」で限定的な対応（障害者手帳保持者で、両耳の平均聴力レベルが70デシベル以上の高度・重度難聴者）であり、中等・軽度の難聴者に対する公的補助の必要性が求められています。

よって、国として早期に、難聴者の補聴器購入に公的補助制度を創設することを要望します。

愛知県知立市議会